

岩手県告示第308号

平成22年3月24日県議会の議決を経た平成22年度岩手県一般会計予算、平成22年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算、平成22年度岩手県農業改良資金特別会計予算、平成22年度岩手県県有林事業特別会計予算、平成22年度岩手県林業改善資金特別会計予算、平成22年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算、平成22年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算、平成22年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算、平成22年度岩手県公債管理特別会計予算、平成22年度岩手県証紙収入整理特別会計予算、平成22年度岩手県流域下水道事業特別会計予算、平成22年度岩手県港湾整備事業特別会計予算、平成22年度岩手県立病院等事業会計予算、平成22年度岩手県電気事業会計予算、平成22年度岩手県工業用水道事業会計予算及び平成22年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成22年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

平成 22 年度岩手県一般会計予算

平成 22 年度岩手県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 698,766,980 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 97,966,000
	1 県 民 税	35,552,000
	2 事 業 税	11,538,000
	3 地 方 消 費 税	11,146,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,969,000
	5 県 た ば こ 税	2,386,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	328,000
	7 自 動 車 取 得 税	2,234,000
	8 軽 油 引 取 税	14,234,000
	9 自 動 車 税	18,458,000
	10 鉦 区 税	19,000
	11 狩 猟 税	43,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	56,000
13 旧 法 に よ る 税	3,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		24,913,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	24,913,000

3 地 方 讓 与 税		17,404,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	13,430,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	3,704,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	257,000
	4 地 方 道 路 讓 与 税	1,000
	5 航 空 機 燃 料 讓 与 税	12,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,422,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,422,000
5 地 方 交 付 税		221,013,187
	1 地 方 交 付 税	221,013,187
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		564,374
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	564,374
7 分 担 金 及 び 負 担 金		3,622,891
	1 分 担 金	570,181
	2 負 担 金	3,052,710
8 使 用 料 及 び 手 数 料		4,990,161
	1 使 用 料	2,608,419
	2 手 数 料	2,381,742
9 国 庫 支 出 金		85,544,816

	1 国 庫 負 担 金	36,152,542
	2 国 庫 補 助 金	46,560,427
	3 委 託 金	2,831,847
10 財 産 収 入		930,209
	1 財 産 運 用 収 入	451,001
	2 財 産 売 払 収 入	479,208
11 寄 附 金		21,000
	1 寄 附 金	21,000
12 繰 入 金		26,629,055
	1 特 別 会 計 繰 入 金	514,999
	2 基 金 繰 入 金	26,114,056
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		94,905,786
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	252,006
	2 預 金 利 子	31,747
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	10,479,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	73,743,961
	5 受 託 事 業 収 入	2,082,250

	6 収 益 事 業 収 入	3, 573, 057
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	8, 641
	8 雑 入	4, 735, 124
15 県 債		118, 840, 500
	1 県 債	118, 840, 500
歳 入 合 計		698, 766, 980

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,299,007
	1 議 会 費	1,299,007
2 総 務 費		29,366,624
	1 総 務 管 理 費	11,197,270
	2 企 画 費	956,184
	3 徴 税 費	5,665,536
	4 地 域 振 興 費	8,134,004
	5 選 挙 費	1,309,985
	6 防 災 費	714,066
	7 統 計 調 査 費	991,327
	8 人 事 委 員 会 費	147,366
9 監 査 委 員 費	250,886	
3 民 生 費		77,223,716
	1 社 会 福 祉 費	56,952,909
	2 県 民 生 活 費	624,382
	3 児 童 福 祉 費	15,510,323
	4 生 活 保 護 費	4,120,642

	5 災 害 救 助 費	15,460
4 衛 生 費		18,996,287
	1 公 衆 衛 生 費	4,680,789
	2 環 境 衛 生 費	8,710,584
	3 保 健 所 費	1,339,085
	4 医 藥 費	4,265,829
5 勞 働 費		10,421,094
	1 勞 政 費	8,339,408
	2 職 業 訓 練 費	1,966,781
	3 勞 働 委 員 会 費	114,905
6 農 林 水 産 業 費		63,346,067
	1 農 業 費	11,810,422
	2 畜 産 業 費	3,693,255
	3 農 地 費	20,869,297
	4 林 業 費	18,682,412
	5 水 産 業 費	8,290,681
7 商 工 費		76,134,549
	1 商 工 業 費	75,620,987
	2 観 光 費	513,562

8 土 木 費		70,776,319
	1 土 木 管 理 費	7,974,917
	2 道 路 橋 り よ う 費	36,959,573
	3 河 川 海 岸 費	17,039,780
	4 港 湾 費	2,432,872
	5 都 市 計 画 費	5,081,357
	6 住 宅 費	1,287,820
9 警 察 費		28,167,024
	1 警 察 管 理 費	25,866,260
	2 警 察 活 動 費	2,300,764
10 教 育 費		146,788,247
	1 教 育 総 務 費	13,716,174
	2 小 学 校 費	48,684,083
	3 中 学 校 費	28,524,345
	4 高 等 学 校 費	31,001,095
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,029,745
	6 社 会 教 育 費	2,695,944
	7 保 健 体 育 費	1,549,584
	8 大 学 費	4,194,332

	9 私立学校費	6,392,945
11 災害復旧費		6,790,303
	1 農林水産施設災害復旧費	2,454,941
	2 土木施設災害復旧費	4,305,362
	3 教育施設災害復旧費	30,000
12 公債費		114,646,056
	1 公債費	114,646,056
13 諸支出金		54,511,687
	1 公営企業貸付金	10,300,000
	2 公営企業出資金	167,292
	3 公営企業負担金	18,401,038
	4 地方消費税清算金	10,948,039
	5 利子割交付金	363,892
	6 配当割交付金	78,764
	7 株式等譲渡所得割交付金	23,674
	8 地方消費税交付金	12,511,305
	9 ゴルフ場利用税交付金	229,793
	10 特別地方消費税交付金	450
	11 自動車取得税交付金	1,484,653

	12 利 子 割 精 算 金	2,787
14 予 備 費		300,000
	1 子 備 費	300,000
歳 出	合 計	698,766,980

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 県境不法投棄現場環境再生事業	平成22年度から平成24年度まで	1,855,000千円
2 岩手県信用保証協会が行う中小企業再生支援に係る融資についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成22年度から平成38年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合には、元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合には、元本の15パーセント以内に相当する額以内
3 岩手県信用保証協会が行う中小企業成長応援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成22年度から平成33年度まで	損失補償総額8,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合には、元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合には、元本の15パーセント以内に相当する額以内
4 財団法人いわて産業振興センターが貸与した設備に係る被貸与者からの償還金の納入がない場合の不足額の損失補償	平成22年度から平成30年度まで	552,000千円
5 社団法人全国農地保有合理化協会が社団法人岩手県農業公社に融通した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成22年度から平成32年度まで	融資総額445,000千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
6 農業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成22年度から平成42年度まで	融資総額1,454,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
7 中山間地域活性化資金の融通に伴う利子補給	平成22年度から平成47年度まで	融資総額12,000千円を限度とし、年1.55パーセント以内の割合で計算した額
8 農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給	平成22年度から平成37年度まで	融資総額120,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
9 土地改良負担金償還平準化事業による資金の融通に伴う利子補給補助	平成22年度から平成33年度まで	融資総額398,850千円を限度とし、年1.625パーセント以内の割合で計算した額
10 水産加工経営改善促進資金の融通に伴う利子補給	平成22年度から平成25年度まで	融資総額24,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額

11	漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成22年度から平成43年度まで	融資総額382,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
12	漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	平成22年度から平成37年度まで	融資総額10,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
13	畑地帯総合整備事業	平成22年度から平成23年度まで	190,000千円
14	地域水田農業支援排水対策特別事業	平成22年度から平成23年度まで	20,000千円
15	農道整備事業	平成22年度から平成23年度まで	20,000千円
16	経営体育成基盤整備事業	平成22年度から平成23年度まで	1,173,000千円
17	中山間地域総合整備事業	平成22年度から平成23年度まで	180,000千円
18	障害防止対策事業	平成22年度から平成23年度まで	214,000千円
19	骨寺村荘園景観保全農地整備事業	平成22年度から平成23年度まで	60,000千円
20	基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成22年度から平成23年度まで	80,000千円
21	防災ダム事業	平成22年度から平成23年度まで	10,000千円
22	ため池等整備事業	平成22年度から平成23年度まで	53,000千円
23	海岸高潮対策事業（農地）	平成22年度から平成23年度まで	73,000千円
24	空港ターミナルビル機能向上事業	平成22年度から平成23年度まで	70,000千円
25	道路改築事業	平成22年度から平成23年度まで	60,000千円
26	緊急地方道路整備事業	平成22年度から平成23年度まで	330,000千円
27	地方特定道路整備事業	平成22年度から平成23年度まで	570,000千円
28	総合流域防災事業（河川）	平成22年度から平成23年度まで	500,000千円
29	津波危機管理対策緊急事業（河川）	平成22年度から平成23年度まで	270,000千円

30	築川ダム建設事業	平成22年度から平成23年度まで	120,000千円
31	津付ダム建設事業	平成22年度から平成24年度まで	3,340,000千円
32	入畑ダム堰堤改良事業	平成22年度から平成24年度まで	103,000千円
33	緊急地方道路整備事業（街路）	平成22年度から平成23年度まで	180,000千円
34	公営住宅建設事業	平成22年度から平成23年度まで	379,000千円
35	校地整備事業	平成22年度から平成23年度まで	79,000千円
36	特別支援学校施設整備	平成22年度から平成23年度まで	464,000千円
37	国体選手強化施設整備事業	平成22年度から平成23年度まで	83,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
次世代衛星系通信設備整備	千円 55,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
並行在来線対策事業	214,000	同上	同上	同上
障がい者支援施設整備	34,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備	355,000	同上	同上	同上
やさわの園整備	9,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付金	3,000	同上	同上	同上
県境不法投棄現場環境再生事業	1,785,000	同上	同上	同上
石綿健康被害救済制度負担金	10,500	同上	同上	同上
国定公園等施設整備事業	17,000	同上	同上	同上
自然公園施設整備事業	41,000	同上	同上	同上
看護師等養成所施設整備	33,000	同上	同上	同上
土地改良事業	4,056,000	同上	同上	同上
農地防災事業	435,000	同上	同上	同上
林道事業	1,618,000	同上	同上	同上
治山事業	1,852,000	同上	同上	同上
漁港漁場整備事業	1,701,000	同上	同上	同上

空 港 整 備	1,523,000	同	上	同	上	同	上
道 路 交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	1,430,000	同	上	同	上	同	上
道 路 維 持 修 繕	820,000	同	上	同	上	同	上
道 路 新 設 改 良 事 業	15,818,000	同	上	同	上	同	上
橋 り よ う 新 設 改 良 事 業	655,000	同	上	同	上	同	上
河 川 改 良 事 業	3,398,000	同	上	同	上	同	上
砂 防 事 業	919,000	同	上	同	上	同	上
海 岸 保 全 事 業	173,000	同	上	同	上	同	上
河 川 総 合 開 発 事 業	4,637,000	同	上	同	上	同	上
港 湾 建 設 事 業	1,411,000	同	上	同	上	同	上
広 域 公 園 整 備 事 業	55,000	同	上	同	上	同	上
街 路 事 業	1,094,000	同	上	同	上	同	上
過 疎 地 域 公 共 下 水 道 整 備 代 行 事 業	27,000	同	上	同	上	同	上
公 営 住 宅 建 設 事 業	314,000	同	上	同	上	同	上
警 察 施 設 整 備 事 業	301,000	同	上	同	上	同	上
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	305,000	同	上	同	上	同	上
高 等 学 校 校 舎 等 建 設 事 業	622,000	同	上	同	上	同	上
特 別 支 援 学 校 整 備 事 業	53,000	同	上	同	上	同	上

柳之御所遺跡整備調査事業	4,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
農地等災害復旧事業	20,000	同	上	同
海岸保全施設災害復旧事業	9,000	同	上	同
林道災害復旧事業	2,000	同	上	同
治山災害復旧事業	42,000	同	上	同
漁業用施設災害復旧事業	5,000	同	上	同
漁港災害復旧事業	78,000	同	上	同
河川等災害復旧事業	1,568,000	同	上	同
港湾災害復旧事業	24,000	同	上	同
学校施設災害復旧事業	7,000	同	上	同
臨時財政対策債	68,308,000	同	上	同
退職手当債	3,000,000	同	上	同
計	118,840,500			

平成 22 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成 22 年度岩手県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 314,801 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 20,103
	1 一 般 会 計 繰 入 金	20,103
2 繰 越 金		33,565
	1 繰 越 金	33,565
3 諸 収 入		240,751
	1 貸 付 金 元 利 収 入	237,225
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	3,525
4 県 債		20,382
	1 県 債	20,382
歳 入	合 計	314,801

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費		千円 314,801
	1 貸 付 費	301,725
	2 貸 付 事 務 費	13,076
歳 出	合 計	314,801

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 20,382	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。	無 利 子	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

平成 22 年度岩手県農業改良資金特別会計予算

平成 22 年度岩手県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 547,560 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 32,813
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,813
2 繰 越 金		345,001
	1 繰 越 金	345,001
3 諸 収 入		85,494
	1 貸 付 金 収 入	85,492
	2 雑 入	2
4 県 債		84,252
	1 県 債	84,252
歳 入 合 計		547,560

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費		千円 397,392
	1 貸 付 費	395,000
	2 業 務 費	2,392
2 就 農 支 援 資 金 貸 付 費		150,168
	1 貸 付 費	149,744
	2 業 務 費	424
歳 出	合 計	547,560

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 84,252	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。

平成 22 年度岩手県県有林事業特別会計予算

平成 22 年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,035,710 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 57,765
	1 国 庫 補 助 金	57,765
2 財 産 収 入		1,912
	1 財 産 収 入	1,912
3 繰 入 金		3,753,217
	1 繰 入 金	3,753,217
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		134,814
	1 諸 収 入	134,814
6 県 債		88,000
	1 県 債	88,000
歳 入	合 計	4,035,710

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 4,023,619
	1 県 有 林 事 業 費	4,023,619
2 災 害 復 旧 費		12,091
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	12,091
歳 出 合 計		4,035,710

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有林事業	千円 88,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 22 年度岩手県林業改善資金特別会計予算

平成 22 年度岩手県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,332,596 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,806
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,806
2 繰 越 金		517,011
	1 繰 越 金	517,011
3 諸 収 入		812,779
	1 貸 付 金 元 利 収 入	576,125
	2 雑 入	236,654
歳 入 合 計		1,332,596

歳 出

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 599,945
	1 貸 付 費	596,000
	2 業 務 費	3,945
2 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 貸 付 費		705,456
	1 貸 付 費	705,456
3 林 業 就 業 促 進 資 金 貸 付 費		27,195
	1 貸 付 費	27,195
歳 出 合 計		1,332,596

平成 22 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成 22 年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 705,506 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,144
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,144
2 繰 越 金		588,730
	1 繰 越 金	588,730
3 諸 収 入		114,632
	1 貸 付 金 収 入	114,631
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		705,506

歳 出

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 705,506
	1 貸 付 費	703,360
	2 業 務 費	2,146
歳 出	合 計	705,506

平成 22 年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

平成 22 年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,807,425 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 18,388
	1 一 般 会 計 繰 入 金	18,388
2 繰 越 金		655,729
	1 繰 越 金	655,729
3 諸 収 入		1,133,308
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,130,710
	2 預 金 利 子	1,000
	3 雑 入	1,598
歳 入 合 計		1,807,425

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 1,807,425
	1 貸 付 費	1,792,749
	2 貸 付 事 務 費	14,676
歳 出	合 計	1,807,425

平成 22 年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

平成 22 年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 696,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 255,399
	1 財 産 運 用 収 入	6,496
	2 財 産 売 払 収 入	248,903
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 県 債		441,000
	1 県 債	441,000
歳 入 合 計		696,400

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 事 務 費		千円 6,497
	1 管 理 事 務 費	6,497
2 公 債 費		248,510
	1 公 債 費	248,510
3 土 地 取 得 事 業 費		441,393
	1 土 地 取 得 事 業 費	441,393
歳 出 合 計		696,400

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補助事業用地取得事業	千円 441,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 22 年度岩手県公債管理特別会計予算

平成 22 年度岩手県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 149, 121, 516 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 12,537
	1 財 産 運 用 収 入	12,537
2 繰 入 金		114,508,979
	1 一 般 会 計 繰 入 金	114,508,979
3 県 債		34,600,000
	1 県 債	34,600,000
歳 入 合 計		149,121,516

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 149,121,516
	1 公 債 費	149,121,516
歳 出 合 計		149,121,516

平成 22 年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

平成 22 年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,367,293 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 5,367,292
	1 証 紙 収 入	5,367,292
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		5,367,293

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 5,367,293
	1 一 般 会 計 繰 出 金	5,367,293
歳 出 合 計		5,367,293

平成 22 年度岩手県流域下水道事業特別会計予算

平成 22 年度岩手県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,060,326 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 4,217,842
	1 負 担 金	4,217,842
2 使 用 料 及 び 手 数 料		353
	1 使 用 料	353
3 国 庫 支 出 金		2,236,825
	1 国 庫 補 助 金	2,236,825
4 繰 入 金		932,610
	1 一 般 会 計 繰 入 金	932,610
5 繰 越 金		682,554
	1 繰 越 金	682,554
6 諸 収 入		104,142
	1 雑 入	104,142
7 県 債		886,000
	1 県 債	886,000
歳 入 合 計		9,060,326

歳 出

款	項	金 額
1 流 域 下 水 道 事 業 費		千円 7,546,961
	1 流 域 下 水 道 管 理 費	3,674,231
	2 流 域 下 水 道 建 設 費	3,872,730
2 公 債 費		1,513,365
	1 公 債 費	1,513,365
歳 出	合 計	9,060,326

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業	平成22年度から平成23年度まで	2,527,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 886,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 22 年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

平成 22 年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,357,906 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 195,138
	1 使 用 料	195,138
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		1,424,765
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,424,765
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
6 県 債		738,000
	1 県 債	738,000
歳 入	合 計	2,357,906

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 423,512
	1 港 湾 施 設 整 備 費	423,512
2 公 債 費		1,934,394
	1 公 債 費	1,934,394
歳 出 合 計		2,357,906

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 738,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 22 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成 22 年度岩手県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 314,801 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 20,103
	1 一 般 会 計 繰 入 金	20,103
2 繰 越 金		33,565
	1 繰 越 金	33,565
3 諸 収 入		240,751
	1 貸 付 金 元 利 収 入	237,225
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	3,525
4 県 債		20,382
	1 県 債	20,382
歳 入	合 計	314,801

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費		千円 314,801
	1 貸 付 費	301,725
	2 貸 付 事 務 費	13,076
歳 出	合 計	314,801

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子福祉資金貸付金	千円 20,382	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。	無 利 子	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

平成 22 年度岩手県農業改良資金特別会計予算

平成 22 年度岩手県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 547,560 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 32,813
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,813
2 繰 越 金		345,001
	1 繰 越 金	345,001
3 諸 収 入		85,494
	1 貸 付 金 収 入	85,492
	2 雑 入	2
4 県 債		84,252
	1 県 債	84,252
歳 入 合 計		547,560

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費		千円 397,392
	1 貸 付 費	395,000
	2 業 務 費	2,392
2 就 農 支 援 資 金 貸 付 費		150,168
	1 貸 付 費	149,744
	2 業 務 費	424
歳 出	合 計	547,560

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 84,252	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。

平成 22 年度岩手県県有林事業特別会計予算

平成 22 年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,035,710 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 57,765
	1 国 庫 補 助 金	57,765
2 財 産 収 入		1,912
	1 財 産 収 入	1,912
3 繰 入 金		3,753,217
	1 繰 入 金	3,753,217
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		134,814
	1 諸 収 入	134,814
6 県 債		88,000
	1 県 債	88,000
歳 入	合 計	4,035,710

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 4,023,619
	1 県 有 林 事 業 費	4,023,619
2 災 害 復 旧 費		12,091
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	12,091
歳 出 合 計		4,035,710

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有林事業	千円 88,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 22 年度岩手県林業改善資金特別会計予算

平成 22 年度岩手県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,332,596 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,806
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,806
2 繰 越 金		517,011
	1 繰 越 金	517,011
3 諸 収 入		812,779
	1 貸 付 金 元 利 収 入	576,125
	2 雑 入	236,654
歳 入 合 計		1,332,596

歳 出

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 599,945
	1 貸 付 費	596,000
	2 業 務 費	3,945
2 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 貸 付 費		705,456
	1 貸 付 費	705,456
3 林 業 就 業 促 進 資 金 貸 付 費		27,195
	1 貸 付 費	27,195
歳 出 合 計		1,332,596

平成 22 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成 22 年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 705,506 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 2,144
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,144
2 繰 越 金		588,730
	1 繰 越 金	588,730
3 諸 収 入		114,632
	1 貸 付 金 収 入	114,631
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		705,506

歳 出

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 705,506
	1 貸 付 費	703,360
	2 業 務 費	2,146
歳 出 合 計		705,506

平成 22 年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

平成 22 年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,807,425 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 18,388
	1 一 般 会 計 繰 入 金	18,388
2 繰 越 金		655,729
	1 繰 越 金	655,729
3 諸 収 入		1,133,308
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,130,710
	2 預 金 利 子	1,000
	3 雑 入	1,598
歳 入 合 計		1,807,425

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 1,807,425
	1 貸 付 費	1,792,749
	2 貸 付 事 務 費	14,676
歳 出	合 計	1,807,425

平成 22 年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

平成 22 年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 696,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 255,399
	1 財 産 運 用 収 入	6,496
	2 財 産 売 払 収 入	248,903
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 県 債		441,000
	1 県 債	441,000
歳 入 合 計		696,400

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 事 務 費		千円 6,497
	1 管 理 事 務 費	6,497
2 公 債 費		248,510
	1 公 債 費	248,510
3 土 地 取 得 事 業 費		441,393
	1 土 地 取 得 事 業 費	441,393
歳 出 合 計		696,400

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
補助事業用地取得事業	千円 441,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 22 年度岩手県公債管理特別会計予算

平成 22 年度岩手県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 149, 121, 516 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 12,537
	1 財 産 運 用 収 入	12,537
2 繰 入 金		114,508,979
	1 一 般 会 計 繰 入 金	114,508,979
3 県 債		34,600,000
	1 県 債	34,600,000
歳 入 合 計		149,121,516

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 149,121,516
	1 公 債 費	149,121,516
歳 出 合 計		149,121,516

平成 22 年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

平成 22 年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,367,293 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		5,367,292 <small>千円</small>
	1 証 紙 収 入	5,367,292
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		5,367,293

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 5,367,293
	1 一 般 会 計 繰 出 金	5,367,293
歳 出 合 計		5,367,293

平成 22 年度岩手県流域下水道事業特別会計予算

平成 22 年度岩手県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,060,326 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 4,217,842
	1 負 担 金	4,217,842
2 使 用 料 及 び 手 数 料		353
	1 使 用 料	353
3 国 庫 支 出 金		2,236,825
	1 国 庫 補 助 金	2,236,825
4 繰 入 金		932,610
	1 一 般 会 計 繰 入 金	932,610
5 繰 越 金		682,554
	1 繰 越 金	682,554
6 諸 収 入		104,142
	1 雑 入	104,142
7 県 債		886,000
	1 県 債	886,000
歳 入 合 計		9,060,326

歳 出

款	項	金 額
1 流 域 下 水 道 事 業 費		千円 7,546,961
	1 流 域 下 水 道 管 理 費	3,674,231
	2 流 域 下 水 道 建 設 費	3,872,730
2 公 債 費		1,513,365
	1 公 債 費	1,513,365
歳 出	合 計	9,060,326

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業	平成22年度から平成23年度まで	2,527,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 886,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 22 年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

平成 22 年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,357,906 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 195,138
	1 使用料	195,138
2 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
3 繰入金		1,424,765
	1 一般会計繰入金	1,424,765
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑収入	1
6 県債		738,000
	1 県債	738,000
歳 入	合 計	2,357,906

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 423,512
	1 港 湾 施 設 整 備 費	423,512
2 公 債 費		1,934,394
	1 公 債 費	1,934,394
歳 出 合 計		2,357,906

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 738,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

平成 22 年度岩手県立病院等事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 22 年度岩手県立病院等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	5,456 床
	2 年 間 延 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	1,487,000 人
	(2) 外 来 患 者 数	2,190,000 人
	3 一 日 平 均 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	4,075 人
2 資本的収入及び支出	1 病 院 建 築 工 事	
	中央病院増改築工事	既存配管設備等改修 1,428,993 千円
	2 医 療 器 械	全身用 X 線 C T 診断装置等の購入 2,845,485 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病 院 事 業 収 益 94,147,651 千円

第 1 項 医 業 収 益 81,476,022 千円

第2項	医業外	収益	12,671,629千円
	支	出	
第1款	病院事業	費用	94,642,273千円
第1項	医業	費用	88,107,241千円
第2項	医業外	費用	6,435,032千円
第3項	予備	費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,193,802千円は、過年度分損益勘定留保資金6,193,802千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資本的	収入	10,404,581千円
第1項	企業	債	5,778,000千円
第2項	出資	金	331千円
第3項	負担	金	3,969,806千円
第4項	補助	金	656,444千円
	支	出	
第1款	資本的	支出	16,598,383千円
第1項	建設改良	費	6,108,802千円
第2項	企業債償還	金	8,179,866千円
第3項	投資		232,800千円
第4項	開発	費	876,915千円
第5項	退職給与	金	1,200,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)

(期 間)

(限 度 額)

附 帯 設 備 改 修 工 事

平成 22 年度から平成 23 年度まで

239,064 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院建築及び医療器械整備	千円 5,778,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年 9 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、14,300,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 48,627,507 千円

(2) 交 際 費 1,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、23,206,541 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 10 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(数 量)
取得する資産	医 療 器 械	全身用 X 線 C T 診断装置	1 台

医 療 器 械	超電導磁石式全身用MR装置	1台
同 上	生理機能検査データ管理システム	1台
同 上	放射線情報システム	1台
同 上	薬剤科支援システム	1台

平成 22 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 22 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	29,763,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	175,337,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	99,573,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	67,669,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,847,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,557,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	38,810,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	9,245,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,131,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	6,508,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	4,645,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	11,532,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	382,000 キロワットアワー
計	521,999,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
胆沢第三発電所建設事業	奥州市地内	173,876千円	取水口工事、水圧管路工事等

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	4,550,911千円
第1項 営業収益	4,280,954千円
第2項 財務収益	197,799千円
第3項 附帯事業収益	56,088千円
第4項 事業外収益	16,070千円

支 出

第1款 電気事業費用	4,126,121千円
第1項 営業費用	3,783,724千円
第2項 財務費用	179,511千円
第3項 附帯事業費用	61,639千円
第4項 事業外費用	96,247千円
第5項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額897,683千円は、過年度分損益勘定留保資金764,355千円、減債積立金15千円、中小水力発電開発改良積立金72,958千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金19,229千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,126千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	789,734千円
-----------	-----------

第1項	補助金	43,278千円
第2項	負担金	128,610千円
第3項	長期貸付金償還金	617,846千円

支出

第1款	資本的支出	1,687,417千円
第1項	建設費	173,876千円
第2項	改良費	789,589千円
第3項	電源開発費	23,802千円
第4項	企業債償還金	508,959千円
第5項	長期貸付金	166,962千円
第6項	繰出金	19,229千円
第7項	予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事項)	(期間)	(限度額)
胆沢第三発電所土木設備 建設工事	平成22年度から平成26年度まで	661,000千円
岩洞第一発電所主要変圧器 2号更新工事	平成22年度から平成23年度まで	153,000千円
岩洞第二発電所入口弁電 動化他工事	平成22年度から平成23年度まで	378,000千円
仙人発電所所内変圧器・ 配電盤他更新工事	平成22年度から平成24年度まで	787,000千円
御所発電所取引計器用変 成器更新工事	平成22年度から平成23年度まで	24,000千円
北ノ又第二発電所入口弁 ・側路弁更新工事	平成22年度から平成23年度まで	124,000千円
北ノ又第二発電所水車発	平成22年度から平成23年度まで	185,000千円

電機分解点検補修工事

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と附帯事業費用

(2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,138,605 千円

(2) 交 際 費 435 千円

平成 22 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 22 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	18 事 業 所
年 間 総 給 水 量	15,402,635 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	7,263,500 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	42,199 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	19,900 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	1,069,979 千円
第 1 項 営 業 収 益	968,173 千円
第 2 項 財 務 収 益	1 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	101,805 千円

支 出

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	933,600 千円
第 1 項 営 業 費 用	809,173 千円
第 2 項 財 務 費 用	108,827 千円

第3項 事業外費用 15,100千円

第4項 予備費 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 429,321千円は、当年度分損益勘定留保資金 292,942千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 14,314千円、当年度利益剰余金処分量 122,065千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 634,223千円

第1項 企業債 300,300千円

第2項 出資金 166,961千円

第3項 他会計からの長期借入金 166,962千円

支 出

第1款 資本的支出 1,063,544千円

第1項 改良費 300,575千円

第2項 企業債償還金 528,405千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 234,564千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	300,300千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、334,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 102,833 千円

(2) 交 際 費 50 千円

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち 122,065 千円は、次のとおり処分するものと定める。

減 債 積 立 金 122,065 千円

平成 22 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）

平成 22 年度岩手県の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 227,994 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 698,994,974 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 地方交付税		千円 221,013,187	千円 102,894	千円 221,116,081
	1 地方交付税	221,013,187	102,894	221,116,081
9 国庫支出金		85,544,816	125,100	85,669,916
	2 国庫補助金	46,560,427	125,100	46,685,527
歳 入 合 計		698,766,980	227,994	698,994,974

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
6 農 林 水 産 業 費		千円 63,346,067	千円 227,994	千円 63,574,061
	5 水 産 業 費	8,290,681	227,994	8,518,675
歳 出 合 計		698,766,980	227,994	698,994,974